

日本国際紛争解決センター・大阪 利用規程

2018年4月17日理事会議決議

(2018年7月17日一部改正)

(2020年3月30日一部改正)

第1条（目的）

この規程は、一般社団法人日本国際紛争解決センター（以下「当法人」という。）が運営する日本国際紛争解決センター・大阪（大阪市福島区福島町1丁目1番60号所在の大阪中之島合同庁舎2階の関連施設の全部または一部をいう。以下、「当施設」という。）の利用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（利用目的）

当施設の利用目的は、下記の通りとする。

1. 仲裁、調停その他の裁判外紛争解決手続き（以下「仲裁等」という。）の審問期日、調停期日等。
2. 仲裁等に関する研究、研修及び利用啓発のセミナー等。
3. 仲裁等の担い手となる人材育成その他仲裁等の活性化に向けた行事。
4. その他、当法人が適切と認める行事等。

第3条（利用時間）

当施設の利用時間は、原則として、平日の午前の枠（午前9時から午後1時30分までをいう。）及び午後の枠（午後1時30分から午後6時をいう。）とし、原則として枠単位で利用を申し込むものとする。

第4条（利用申込み）

当施設を利用しようとする者は、当法人のウェブサイト（<https://idrc.jp/>）に掲載された予約フォーム（**Booking Inquiry Form**）に所定の事項を記載の上、当法人事務局に提出しなければならない。

第5条（事務手数料）

1. 当施設を利用しようとする者は、下記に定めるところにより、当法人に事務手数料を支払わなければならない。
 - (1) 小会議室：1枠当たり5000円
 - (2) 中会議室：1枠当たり1万円
 - (3) 大会議室：1枠当たり5万円

2. 当法人は、利用目的その他いっさいの事情を勘案して、その裁量により、前項所定の事務手数料を減免することができる。

第6条（利用許諾）

1. 当法人は、当施設に係る先約の有無、利用目的その他一切の事情を勘案して、その裁量により、当施設の利用許諾の可否を決定する。
2. 当施設の利用許諾は、前条所定の事務手数料の支払いを停止条件とする。
3. 当法人は、当施設の利用許諾に際して、随時、条件を付することができる。
4. 当法人は、合理的な理由があるときは、いったん行った利用許諾を撤回することができる。この場合において、もっぱら当法人の責に帰すべき事由により利用許諾を撤回したときは、当法人は受領済みの事務手数料を利息を付さずに返還するものとする。
5. 当施設を利用しようとする者は、利用申込書を提出した後に当施設の利用を中止するときは、速やかに当法人事務局に書面（電磁的記録を含む。）で通知しなければならない。この場合において、当法人は、利用中止に係る通知が利用予定日の4週間以上前にされたときは受領済みの事務手数料の5分の4(80%)を、利用予定日の4週間前経過後2週間以上前にされたときは受領済みの事務手数料の半額(50%)を、いずれも利息を付さずに返還するものとする。
6. 前2項の場合を除くほか、当法人は、名目の如何を問わず、受領済みの事務手数料の返還その他いっさいの賠償ないし補償に応じないものとする。

第7条（利用条件）

1. 当施設を利用しようとする者は、当法人が定める利用細則に従わなければならない。
2. 利用者は、当施設の利用に際して設備等を破損した場合は、直ちに当法人に報告するとともに、利用者の負担においてこれを修復等しなければならない。

第8条（利用者の善管注意義務）

利用者は、善良なる管理者の注意義務をもって当施設を利用するものとする。

第9条（免責事項）

当法人は、当施設の利用に関連して生じた災害、事故、盗難その他いっさいの事象について、名目の如何を問わず、いっさいの賠償ないし補償に応じないものとする。

この規程は、2018年4月17日から施行する。

この規程は、2018年7月17日から施行する。

この規程は、2020年3月30日から施行する。

